




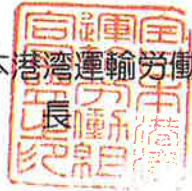
2019年7月4日  
全国港湾 19 発第 2 号  
港運同盟発 19—第 39 号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信



### 放射線量検査に係る暫定確認書の一方的破棄に関する抗議と協議の申し入れ

貴協会は、「放射能検査の実施の要否を含め、貨物の放射能汚染対策につきましては、各会員店社においてご判断頂きたく、この旨連絡します」との文書を2019年7月1日付けで発信しました。これは、「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題(中古自動車・建機等)に関する暫定確認書(2011年8月17日付)」を一方的に破棄するものであり、港湾労働者の放射能汚染に係る健康被害への不安に応えないことを表明したものと断じざるを得ません。同時に、港湾労使の信義をも損なうものであり、ここに断固として抗議し、撤回するよう求めるとともに、港湾労働者の安全と健康確保を第一義とする立場から次の通り申し入れます。

#### 記

1. 2019年7月1日付け「ご連絡」を撤回し、2011年8月17日付け「暫定確認書」の履行の立場にたって、労使協議を行うこと。
2. 労使協議が整う迄の間は、現行「暫定確認書」に則って検査体制を維持し対応すること。

なお、暫定確認書に基づく放射線量検査を行っていない貨物(中古自動車・建機等)については、港湾労働者の健康保持の立場から、荷役しないことを通知します。

以上

(写) 各地区港運協会